

ID: 191

担当部署: 上下水道課

処分の概要	手数料の徴収		
例規名 根拠条項	大河原町給水条例 第35条第1項		
例規番号	平成10年条例第8号		
<p>【基準】</p> <p>第35条の規定による。</p> <p>(手数料)</p> <p>第35条 手数料は、次の各号の区分により、申込者から申込の際、これを徴収する。ただし、管理者が、特別の理由があると認めた申込者からは、申込後、徴収することができる。</p> <p>(1) 管理者が給水装置工事の設計をするとき 1件につき 1万円</p> <p>(2) 第7条第1項の指定をするとき 1件につき 3万円</p> <p>(3) 法第25条の3の2第1項に規定する指定の更新をするとき 1件につき 1万円</p> <p>(4) 第7条第1項の指定に基づく指定給水装置工事事業者証の交付及び再交付をするとき 1件につき 3,000円</p> <p>(5) 第7条第2項の設計審査(材料の確認を含む。)をするとき 1件につき 2,000円</p> <p>(6) 第7条第2項の工事の検査をするとき 1件につき 3,000円</p> <p>(7) 第23条第2項の消防演習の立会をするとき 1回につき 2,000円</p> <p>(8) 第39条第2項の確認をするとき 1回につき 1万円</p> <p>(9) 給水装置工事道路(国道及び県道)占用許可申請書類を作成するとき 1件につき 1万円</p> <p>2 前項の手数料は、特別の理由がない限り還付しない。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年7月5日	最終変更年月日	年 月 日